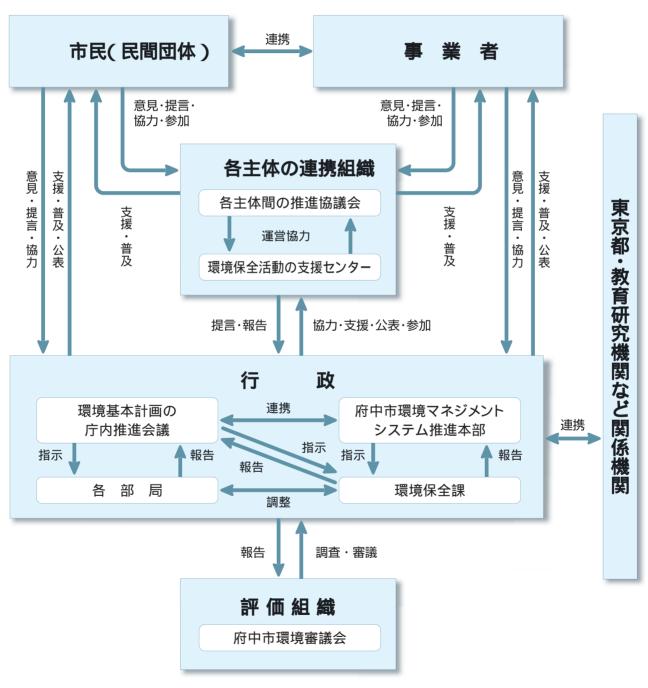
## 第6章 計画の連携体制と進行管理

府中市環境基本計画の確実な推進のため、市民、事業者及び行政のそれぞれが主体的に行 動し、適切に連携しながら計画に取り組むことが必要です。そのため、次のような各主体の 役割と連携体制をもって、継続的に進行管理を行い、計画を推進します。

### 1 各主体の役割・連携体制



各主体とは、市民(民間団体) 事業者及び行政を指す。

民間団体とは、自治会、自然保護・愛護団体や各種NPO・NGOなどの非営利団体を指す。

#### 市民(民間団体)の役割

第4章及び第5章に示した市民の環境保全行動を確実に実践することにより、環境基本計画の推進に努めます。また、環境学習や環境調査、環境保全活動などに参加したり、環境に関する情報を収集するとともに、身の回りの環境変化を観察したり、環境家計簿をつけるなど、毎日の暮らしの中で環境への負荷の低減に努めます。

また、環境基本計画の進ちょく状況や目標の達成状況を点検し、様々な機会を通じて環境に関する意見交換をするほか提言に努めます。

#### 環境保全行動の実践

第4章と第5章に示した市民の環境保全行動の実践に努めます。

#### 環境学習への参加

各種環境学習に参加し、環境の現状や環境基本計画などに関する学習に 努めます。

#### 環境調査への参加

自然環境や生活環境の調査に参加し、市内の環境やその変化を点検するとともに、調査結果を市へ報告するなど、環境調査に協力します。

#### 環境家計簿運動の推進

環境家計簿をつけ、毎日の暮らしの中で電気・ガス・水道などの使用量 やごみ排出量などを点検し、省資源、省エネルギー、ごみ減量に努めます。

#### 環境保全活動への参加

地域の環境保全活動に参加・協力するとともに、活動を広めます。

#### 各主体間の推進協議会への参加

環境基本計画の推進に当たり、市民や事業者、行政などの各主体が相互 に意見を交換する場となる各主体間の推進協議会に参加・その活動に協力 します。

#### 環境保全活動の支援センターへの協力

環境保全活動を支援する支援センターの運営に協力し、事業者や行政と 連携しながら、環境基本計画の推進と環境保全活動に努めます。

#### 事業者の役割

第4章及び第5章に示した事業者の環境保全行動を確実に実践することにより、環境 基本計画を推進し、事業活動のあらゆる段階で環境への負荷の低減に努めます。

また、環境学習、環境保全活動などへの参加・協力を通じて、市民や行政との意見交 換や情報交換に努めます。

#### 環境保全行動の実践

第4章と第5章に示した事業者の環境保全行動の実践に努めます。

#### 環境負荷低減行動の実践

事業活動に伴う二酸化炭素の排出低減など、環境への負荷の低減に努めま す。また、継続的・計画的に環境負荷低減行動を進めるため、ISO140 0 1 などの環境マネジメントシステムの構築に努めます。

#### 環境学習や環境保全活動などへの参加

環境学習や地域の環境保全活動などに参加・協力するとともに、環境や 環境基本計画に関する情報の入手に努めます。

#### 各主体間の推進協議会への参加

環境基本計画の推進に当たり、市民や事業者、行政などの各主体が相互 に意見を交換する場となる各主体間の推進協議会に参加し、その活動に協 力します。

#### 環境保全活動の支援センターへの協力

環境保全活動を支援する支援センターの運営に協力し、市民や行政と連 携しながら、環境基本計画の推進と環境保全活動に努めます。

#### 行政の役割

環境基本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、市民、事業者及び行政 の環境に配慮すべき具体的な行動について定める環境行動指針を策定します。また、市 民・事業者の環境保全行動の先行事例となるよう職員一人ひとりが事務業務において環 境への配慮に取り組みます。

さらに、環境の現状や、環境基本計画の進ちょく状況などに関する情報を提供すると ともに、環境に関する新しい情報の収集と提供に努めます。

#### 環境施策の総合的・計画的な推進

環境基本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進します。

#### 環境行動指針の策定

環境基本計画に基づき、市民、事業者及び行政の環境に配慮すべき具体 的な行動について定める環境行動指針を、市民・事業者の意見を反映させ 策定します。

### 職員エコ・アクションプランなどの推進

職員エコ・アクションプラン及びISO14001に基づき、市職員自 らが環境負荷の低減対策を進めるほか、定期的な環境監査を実施するなど、 市の環境マネジメントシステムを継続して推進します。

#### 各主体間の推進協議会の設置

環境基本計画の推進に当たり、市民や事業者、行政などの各主体が相互 に意見を交換する場となる各主体間の推進協議会を設けます。

#### 環境保全活動の支援センターの設置と運営

環境基本計画の推進のため、環境保全活動を支援する支援センターを設 置します。また、市民や事業者の協力により支援センターを運営します。

#### 環境基本計画の庁内推進会議

庁内の各部課で構成される組織で、環境基本計画に基づく施策の総合的・計画的な推 進のための検討を行います。また、実施事業に関する環境配慮について、全庁的・横断 的な調整を行います。

#### 府中市環境マネジメントシステム推進体制

環境管理及び環境監査のための環境マネジメントシステムについて、市長を頂点とし、 各部課から選出された職員で構成される横断的な推進組織を中心に取り組みます。シス テムは、定期的に内部監査を実施し、環境負荷の低減対策や環境貢献事業など目標の達 成状況を点検し、その結果に基づいて見直しを行います。

市が実施する環境マネジメントシステムの実施状況や目標の達成状況などは公表します。

#### 各主体の連携組織の役割

市民や事業者、行政などが相互に意見を交換し、基本計画の推進の進ちょく状況などについて検討します。

また、環境保全活動の場の提供や環境情報の提供などを行い、市民や事業者の環境保全活動を支援します。

#### 各主体間の推進協議会

市民や事業者、行政などが相互に意見を交換し、環境基本計画の進ちょく状況や計画を推進するための方策について検討を行います。

### 環境保全活動の支援センター

環境基本計画の推進のため、環境保全活動を支援する支援センターを設置します。 環境保全活動の支援センターは、以下の支援を行います。

#### <環境保全活動の支援センターの機能>

環境保全活動の場の提供

各主体からの環境情報の収集・整理・提供

環境保全に関するボランティアの育成と活動支援

環境学習などに関する企画、立案及び実施

自然環境調査や生活環境調査などの環境調査の実施

その他、市民や事業者が行う環境保全に関する活動の支援

#### 評価組織の役割

市民、事業者及び行政について、環境保全に係わる活動状況や環境基本計画の進ちょく状況を調査するとともに評価します。

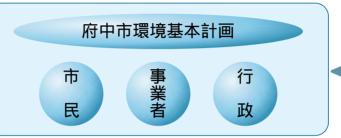
評価は環境審議会を中心として行います。

#### 府中市環境審議会

市民や事業者、市民団体の構成員、学識経験者によって構成される組織で、環境の現状や市の環境報告書などの調査結果を踏まえて、環境基本計画の進ちょく状況などを全体的に把握し、市の環境施策に関して総合的に審議するとともに評価を行います。

### 2 進行管理

市民や事業者、行政が連携して、環境基本計画の進ちょく状況について定期的に把握するとともに、その結果を広く一般に公表します。また、市民ボランティアによる環境調査、ISO14001などの環境マネジメントシステムにおける環境監査、各主体間の推進協議会の意見交換などを通じて、環境施策の進ちょく状況を点検し、必要に応じて計画の見直しや改善を行います。



# 1 進ちょく状況の把握及び公表

環境報告書の作成(行政)

温室効果ガス排出量などの把握(行政)

市民ボランティアによる環境調査(市民・行政・支援センター)

環境家計簿による把握(市民)

ISO14001などの環境マネジメントシステムの実施による把握(事業者)

環境保全活動の支援センターによる環境情報の収集・整理(行政・支援センター)

### 公表方法

環境報告書による公表(行政)

市のホームページなどITを活用した環境情報の提供( 行政・支援センター )

広報による公表(行政)

各種冊子・パンフレットによる公表(行政)

環境保全活動の支援センターにおける環境情報の提供(行政・支援センター)

ISO14001などの環境マネジメントシステムの実施結果報告書による公表(事業者)

# 2 各主体の連携・意見交換及び提言

各主体間の推進協議会における意見交換・提言(協議会)環境家計簿運動における意見交換・提言(市民)ISO14001などの環境マネジメントシステムの実施における意見交換・提言(事業者)

参加・意見

環境保全活動における連携・意見交換(市民・事業者・行政) 市のホームページなどITを活用した意見募集・交換(市民・事業者・行政・支援センター)

見直し・改善

#### 進ちょく状況の把握及び公表

#### 環境報告書の作成・公表(行政)

環境保全施策の実施状況や、環境基本計画の進ちょく状況を把握するとともに、環境の変化についても経年的に調査し、その結果を報告書として公表します。また、市の広報や各種冊子・パンフレットによる公表も行います。

温室効果ガス排出量などの定期的な把握・公表(行政)

市では、平成12年度(2000年度)に職員エコ・アクションプランを策定し、行政の事務・事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に取り組んでいます。本プランでは、温室効果ガスの排出量を定期的に把握し、取組の進ちょく状況を管理するとともに、その結果を市のホームページなどを利用して公表します。

市民ボランティアによる環境調査・公表(市民・行政・支援センター)

平成13年度(2001年度)に実施したエコ・リーダー養成講座に引き続き、環境学習事業を実施します。また、市民ボランティアによる自然環境調査や生活環境調査を実施します。調査は、東京農工大学などの専門家の指導により実施し、意見交換会などを開催した後、提言などを付して調査結果を市長へ報告します。

この調査結果は、市のホームページなどで公表し、環境の保全に関する 啓発やPRに活用します。

環境家計簿による把握(市民)

家庭で環境家計簿をつけることにより、市民が毎日の暮らしの中で、環境負荷低減の取組状況を数量的に把握し、電気・ガス・水道・ごみなどの削減状況の把握に努めます。

ISO14001などの環境マネジメントシステムによる把握・公表(事業者) ISO14001などの環境マネジメントシステムの実施と、目標の達成状況などの実施結果の公表に努めます。

環境情報の収集・整理・提供(行政・支援センター)

環境に関する情報の発信基地として、環境基本計画の関連情報のほか、 地域の環境から地球規模の環境まで幅広く情報を収集するとともに、市民 や事業者からも情報を収集し、それらの情報を整理・提供します。

ITを活用した環境情報の提供(行政・支援センター)

市が開設しているホームページに環境コーナーを設け、環境や環境基本 計画に関する情報を提供します。

# 6 章

#### 各主体の連携・意見交換及び提言

各主体間の推進協議会における意見交換・提言(協議会)

環境基本計画を着実に推進していくために、市民や事業者、行政などの 各主体がそれぞれの役割を果たすとともに連携することが必要です。その ため、各主体間の推進協議会ではそれぞれの取組状況を報告し、情報を共 有したうえで、意見交換を行います。

また、市の環境報告書や市民ボランティアによる環境調査を踏まえて環境の現状を点検し、その結果を基に提言を行います。

環境家計簿運動における意見交換・提言(市民)

環境家計簿での点検結果を基に、環境負荷の低減やライフスタイルの改善に関する意見の交換や提言に努めます。

ISO14001などの環境マネジメントシステムの実施における意見交換・提言(事業者)

ISO14001などの環境マネジメントシステムの実施状況・経験を基に環境負荷の低減に関する意見の交換や提言に努めます。

環境保全活動における連携・意見交換(市民・事業者・行政) 様々な環境保全活動を通じて各主体間の連携や意見交換を推進します。

I Tを活用した意見募集・意見交換(市民・事業者・行政・支援センター) 市民や事業者の意見を収集し、意見交換の場を提供するため、ホームページのほかにも電子メール、電子掲示板などI Tを活用します。